

【事案】

建築設計会社 X は、自治体 M1 市から、同市が建設を計画している焼却炉の設計・監理を依頼された。X は、同社の従業員である建築士 A1 を担当者に任命し、A1 に世間に注目される斬新さと非工業的外観をテーマにしたデザインの創作と当該デザインに基づく設計図の起案を命じた。A1 は、ほとんど X の事務所に出勤することではなく、自宅で勤務した。しかしながら、X における A1 の上司が、定期的に A1 に設計業務の進捗報告書を提出させ、デザイン及び構造計算の観点で A1 に設計の修正を指示した。A1 は、これらの修正指示を反映した設計図 α を完成させた。設計図 α には、設計者名として X が記載されていた。

設計図 α に係る焼却炉のデザインは、焼却炉としての機能を奏するための実用的制約を受けない範囲で、曲面・曲線・丸みのある角が多用され、規則性が排除された独自の形状を有し、配色も他にはない斬新なものである。

〔設問 1〕 設計図 α が著作物であるか論ぜよ。

(20 点)

〔設問 2〕 設計図 α が著作物であることを前提として、職務著作規定における「法人等の業務に従事する者」の要件及び「職務上」作成の要件が充足されるか論ぜよ。

(20 点)

【事案の続き】

M1 市は、焼却炉建設計画を中止した。そのため、X において設計図 α は廃案になった。A1 は、自分の実績を個人的に記録しておく目的で、X に無断で設計図 α をスキャナー読み取りしてその複製データを私用 PC に保存した。

その後、A1 は X から独立して、個人建築設計事務所を設立した。A1 は、M1 市とは無関係の自治体 M2 市に、設計図 α に係る焼却炉デザインを、自分が創作したものであると表明して売り込んだ。その結果、A1 は、M2 市から焼却炉及びその周囲庭園と外構の設計・監理を受注した。A1 と M2 との間の設計・監理委託契約において設計・監理業務の過程で発生した知的財産権は全て A1 及びその協力者に帰属すると合意された。A1 は、設計図 α の設計者名を自分の建築設計事務所の名称に書き換えた上、そのプリントアウトを M2 市に納品した。

M2 市は、施工業者に、設計図 α に従って焼却炉 I を建設させた。

Y は、珍しい建築物のミニチュアを製造・販売する事業を行っている。当該事業において、Y は、焼却炉 I のミニチュアを製造して不特定・多数の消費者に販売している。

〔設問 3〕 X が設計図 α の法人著作者であることを前提として、A1 による複製データの保存が X の著作権を侵害するか論ぜよ。

(10 点)

〔設問 4〕 X が設計図 α の法人著作者であることを前提として、X は、Y に対し、著作権侵害に基づきミニチュアの製造・販売の差止めを請求した。この差止請求が認められるか論ぜよ。

(15 点)

【事案の続き】

外構・庭園デザインは、A1 と外構・庭園デザイナーA2 が共同して創作することになった。A1 と A2 の共同作業により、焼却炉 I のデザインとの調和を基調とする A1 のデザイン思想と A2 の感性に基づく A2 のデザイン思想とを融合した外構・庭園のデザイン β が創作された。

M2 市は、施工業者・造園業者に、デザイン β の外構・庭園 S を構築させた。

Z は、焼却炉 I 及びその周囲に設けられた外構・庭園 S の写真を使用したカレンダーを製造して不特定・多数の消費者に販売している。当該カレンダーの一枚においては、焼却炉 I 及び外構・庭園 S の写真が紙面の大部分を占めており、焼却炉 I 及び外構・庭園 S のデザインを鑑賞させる態様になっている。

〔設問 5〕 外構・庭園 S が A1 と A2 の共同著作物（2 条 1 項 12 号）であるか論ぜよ
(10 点)

〔設問 6〕 A2 は、自分のみを原告にして、Z に対し、著作権侵害に基づきカレンダーの製造・販売の差止めを請求する訴訟を提起した。この差止めが認められるかを論ぜよ。Z は付随対象著作物利用の抗弁を主張しなかった。そのため、付随対象著作物利用の抗弁については論じる必要がない。

(15 点)

【事案の続き】

M2 市は、焼却炉 I の防犯性を高めるために、A1 と A2 に無断で、外構・庭園 S を改築した。

〔設問 7〕 A1 及び A2 が、M2 市に対し、著作者人格権侵害に基づき改築した外構・庭園 S をデザイン β の原状に回復するよう請求することができるか論ぜよ。

(10 点)